

門真市魅力ある教育づくり審議会答申

平成 30 年 8 月

門真市魅力ある教育づくり審議会

目次

答申書	1
1. はじめに	2
2. 提言	4
(1) 横のつながりや縦のつながりなど、多様な人間関係の構築をとおして 主体的に学び合える学校環境づくりについて	4
(2) すべての子どもにとって安全で優しく、充実した学校施設のあり方について	5
(3) いじめ防止指針の策定及び不登校問題の対策について	6
(4) 門真の子どもたちの自己実現に向けて	7
①キャリア教育の更なる推進	7
②英語教育の充実	8
(5) 門真の子どもたちへの支援に向けて	9
3. 終わりに	10
資料編	11
1. 審議の経過	
(1) 第1回審議会	12
(2) 第2回審議会	13
(3) 第3回審議会	15
(4) 第4回審議会	18
(5) 第5回審議会	22
(6) 第6回審議会	24
(7) 第7回審議会	26
(8) 第8回審議会	29
(9) 第9回審議会	31
(10) 第10回審議会	34
2. 中間答申	35
3. 審議会委員	39
4. 門真市附属機関に関する条例（抜粋）	41
5. 門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）	42

答申書

門教審第 35 号
平成 30 年 8 月 7 日

門真市教育委員会 様

門真市魅力ある教育づくり審議会

会長 森田 英嗣 

魅力ある門真の教育づくりについての答申

平成 28 年 11 月 1 日門教総第 635 号にて門真市教育委員会から諮問のありました「門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方について」、ここに答申します。

1. はじめに

門真市魅力ある教育づくり審議会では、門真市教育委員会から「門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方について」の諮問を受け、平成 28 年 11 月より、本審議会を開催し、「子どもの学ぶ意欲向上部会」及び「つながりのある教育の創造部会」に分かれて、門真の子どもたちにとってより良い教育のあり方の議論を深め、昨年 8 月には、本審議会より中間答申を行ったところであります。

中間答申の内容は以下の通りです。

- (1) 確かな学力と豊かな心、また子どもの夢と幸せをはぐくむため、主体的かつ意欲的に取り組むことができる学習環境の構築及び地域と連携した教育活動などを通して、子どもたちが自己肯定感を高める機会を増やしていくことの必要性、とりわけ「開発的生徒指導」、「かどま土曜自学自習室サタスタ」「まなび舎 Kids」「まなび舎 Youth」、「門真市版授業スタンダード」の改善充実について
- (2) 「チーム学校」の構築に向けて、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーの増員、教育活動を支援するための支援員を派遣するなど、「チーム学校」を進めるための人員配置について
- (3) 子どもの発達段階を重視した取組を進めるため、他市における教育環境づくりの先進事例を調査し、義務教育学校、小中一貫校等の研究をしていく必要があること。特に門真市独自で行っている任期付教員配置による少人数学級編制については、生徒指導上の課題の多様性や、学校の実状を勘案し、学習指導要領改訂も踏まえ、「チーム学校」の観点から、学校の裁量を拡大し、柔軟な人材活用を可能にするなど、制度の発展的改善の検討をすることについて
- (4) 子どもの自己実現に関しては、子どもの人間関係は授業内に限らず、学級活動・学校行事・部活動、職場体験学習をはじめとした地域と連携した教育活動などを通して育まれること。特に中学校生活の場においては、部活動における人間関係の形成も重要であり、子どもの自己実現にも大きな役割を果たしており、魅力ある部活動を実施するために、外部指導員の活用、休養日の導入、学校の単位を超えた部活動のあり方、クラブの有無に基づく通学区域の弾力的運用などについて

これらの答申内容を受けて、門真市教育委員会では、小中一貫校や義務教育学校視察等による他市の先進事例の研究、任期付教員条例の改正による活用の弾力化、門真市学校サポートスタッフ制度の新設等の具体的施策を実施してい

ただいているところでありますが、引き続き、「開発的生徒指導」の一層の推進、部活動における指導員の活用や通学区域弾力化等に関する改善、「サタスタ」「まなび舎」の改善、「チーム学校」推進のための任期付教員や学校サポートスタッフの検証・改善等についても具体的に実施していただくことを求めます。

なお、本審議会では中間答申以降の第6回審議会より、「つながりのある教育の創造部会」において『いじめ防止対策の推進』及び『どの子どもも学べる環境づくり』について、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では『子どもの居場所づくりの推進』及び『自分の将来を描ける力の育成』についての議論を行いました。

また、第7回審議会では、「つながりのある教育の創造部会」において『自分の将来を描ける力の育成』及び『ともに学び、ともに育つ教育の推進』について、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では『家庭の子育て支援』及び『子ども一人ひとりの課題に沿った支援』についての議論を行いました。

第8回審議会では、「つながりのある教育の創造部会」において『学校施設の改善』について、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では『学校における英語教育の充実・公民協働による英語学習の充実』についての議論を行いました。

第9回審議会では、「つながりのある教育の創造部会」では『小・中一貫教育を進める環境づくり』について、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では『子どもの主体的な学びの育成』についての議論を行いました。

このように鋭意、審議を重ねた結果、以下のとおり答申をいたします。

2. 提言

(1) 横のつながりや縦のつながりなど、多様な人間関係の構築をととして主体的に学び合える学校環境づくりについて

学習指導要領の改訂を受け、今後、子どもたちが＜主体的・対話的で深い学び＞を行える学校環境づくりはますます重要となります。そのためには、多くの仲間や教職員・地域の方々と触れ合いながら、多様な価値観に出会い、違いを認め合いながら学び合う環境づくりが必要となってきます。

しかしながら、現在、門真市においては少子化が進み、すでに全学年1学級となっている小学校や、新1年生が19人という学校も出てきており、このまま手立てを講じなければ、将来的に子どもたちの健全育成や学校運営における様々な課題へとつながることが懸念されるところです。

例えば、6年間クラス替えができないと、人間関係が固定化され、多様な人間とのつながりをつくり、協働し、切磋琢磨しながらコミュニケーション力を培っていくことが難しくなるおそれがあります。また、教職員数も少なくなり、1人の教職員が担当する校務分掌業務が増えることなど、学校運営面でも多くの課題が懸念されます。

こうした中、門真市では、多様な人間関係を構築することによる「小中の円滑な接続」を考え、2小1中体制というコンセプトで小中一貫教育を推進してきました。しかしながら、少子化が進み地域によるアンバランスが生じ始めていること、また教育内容面においても、小中を超えた教員間の連携はあるものの、子どもどうしと一緒に教育活動を行うためには物理的な距離が大きな課題になるなど、今一度中身を検証のうえ、これまでのコンセプトを変更し、より有効な小中一貫教育を考えていくことが重要であると考えます。

具体的には、小中一貫教育をより円滑に行えるように、現状に即した新たな流れをつくることも重要であり、「小中一貫校」「義務教育学校」等の考えも含めた学校施設のあり方を検討することを求めます。

学ぶ意欲の向上のためには、児童・生徒にとっても、教職員にとっても、横のつながりや縦のつながりをもとに、多様な人間との豊かなつながりを構築しながら、教育活動が行えるような教育環境を作ることが重要であり、その実現に向けて、早急に今後の門真市全体の学校のあり方を検討していくことを求めます。

(2) すべての子どもにとって安全で優しく、充実した学校施設のあり方について

門真市の学校は、高度経済成長期に一気に建設が進められ、現在、耐震工事は行っているものの、築 40 年を迎え、老朽化している校舎が多くあります。また、当時必要だった教室は空き教室になっており、学校によっては学年教室や算数教室等に使用しているものの、新学習指導要領にて求められる主体的で対話的な授業展開への対応や、英語教育・ICT 機器への対応等、柔軟かつ効果的な授業展開などに資するような環境と言えない状況にあります。また、学校環境になじめない子どもたちの気持ちを落ち着かせたり、面談したりする際に使用できる落ち着いた雰囲気のある部屋や、学級だけでなく学年全体や異年齢集団など大勢の子どもたちが集えるような部屋も不十分な状況にあります。

こうした中で、門真市において、魅力ある教育づくりを行うに当たっては、どのような立場の子どもにも居場所があり、子どもたちが多様な人間関係を構築できるような環境をつくるという観点が欠かせません。

そのためには、例えば施設を新築して、その際に画一化された教室だけではなく、パーテーション等により分割できる多目的ルームなど、新しい学習指導要領により探究的な学習や主体的な学習が中心となる時代に合わせ、校内に多種多様な空間を設置することが大切です。

これに加えて、子どもの学ぶ意欲の向上を図れるような授業づくりに当たっては、ICT 機器の有効な活用も効果があるものと考えられ、学校 ICT 環境のさらなる整備を求めます。

その際、障がいのある子どもや、外国につながる子ども、厳しい家庭環境にある子どもなど、様々な立場の子どもたちにとっても優しく、居場所のある授業や教室環境、学校環境をつくることを考慮し進めることが、「ともに学び、ともに育つ」教育の推進に向けて望ましい学習環境づくりにもつながると思います。

また、子どもたちが多様なつながりを持つためには、学校が社会に開かれた学校となり、地域と一層の連携を図ることも有効です。例えば学校の敷地内に小さな子どもや高齢者の居場所があるといった幼少期から高齢期までの人の生き方が見えてくるような学校づくりという観点も大切です。その際に、地域住民と子どもたちが適度な距離感を保ちながら、快適に過ごせるような学校施設は、子どもたちの豊かな学びを実現するうえで効果的であると思われます。

さて、本年6月18日に発生した大阪北部地震では、あらためて、学校施設の安全性について、警鐘が鳴らされました。

今後は、市内学校の再編統合についても早急に検討を進め、新しく衛生的で、どの子にも優しく、そして安全・安心でかつ、防災機能も兼ね備えた学校施設を順次つくっていくという方向性を打ち出すことも重要かつ必要であると考えます。

(3) いじめ防止指針の策定及び不登校問題の対策について

平成25年9月28日に「いじめ防止対策推進法」が施行され、5年が経とうとしていますが、未だ、日本各地でいじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が生起しており、本市においても、スマートフォンやSNSを介したいじめ事案や、重大な事態につながりかねない悪質ないじめ事案も生起しているところです。いじめ問題は重大な人権侵害事案であり、どの子にも居場所があり、どの子どもにとっても安心して通える学校づくりを推進していくにあたって最重要課題であると考えます。

いじめ問題については、平成29年3月14日に改定された国の「いじめの防止等のための基本的な方針」が打ち出されたところですが、市の「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの未然防止や早期発見・対処、地域や関係機関との連携を総合的かつ効果的に推進することで、いじめは絶対に許さないという強い意志を示し、これまで以上に実効性のある方針を打ち出されることを求めます。

また、不登校問題については、統計上、不登校としては計上されない学校を欠席しがちな児童が小学校に多数存在することを重視し、この子どもたちに対するケアが必要不可欠です。その要因が多様であり重複的であるため、学校だけでなく、福祉部局をはじめとしたさまざまな関係機関との連携の中で子ども、家庭を支えていくことが重要です。

一方、「適応指導教室かがやき」は「ここなら通える」といった子どもの声や実績もあり、一定の役割を果たしていることから、引き続き必要な事業であると考えます。今後、子どもたちの「学校生活への復帰」という目標だけではなくより子どもたちが通いやすい教室にすることや、昨今の「外に出たくない」といったいわゆる重度の「引きこもり」の子どもへの働きかけも求めます。

(4) 門真の子どもたちの自己実現に向けて

新学習指導要領の全面実施を見据え、新しい時代に必要となる資質と能力の育成に力を注ぐ必要があります。社会に開かれた教育課程の実現も意識し、主として以下の取組を求めます。

① キャリア教育の更なる推進

現在、中学校においては、自己実現、自己確立に向けて、自ら主体的に将来を切り拓くことを目的としたキャリア教育において、「職業調べ学習」や「職場体験」の実施、ゲストティーチャーの活用等、様々な取組が行われており、望ましい職業観・勤労観を育成することに一定の成果をあげています。

小学校においても、生活科、社会科、総合的な学習の時間等において、発達段階に応じたキャリア教育プログラムを作成するなど、具体的な取組を推進しています。

ただし、昨年度の全国学力・学習状況調査では、生徒質問紙の「将来の夢や目標を持っていますか」という問いに対して、門真市の中学生の肯定的回答の割合は全国や大阪府と比較して同程度である一方、小学生では、国より 7.2 ポイント、府より 5 ポイント低くなっています。

今後の課題として、地域・家庭との連携を行いながら、小学校・中学校の連続性を大切にしながら系統的なキャリア教育を各中学校区で進めることがあげられます。その際、子どもたちが夢を持ち、自ら将来の進路を切り拓く力を身につけることの重要性を保護者が理解して、子どもたちへ積極的に働きかけること、子どもたちが「あんな人になりたい」という憧れの気持ちを持てるような地域の大人と出会える仕組みづくりが重要だと考えられます。

子どもたちが将来の夢を持ち、大学等の高等教育機関への進学や職業に関する様々な情報を得て、モチベーションを高めるための多様なゲストティーチャーを交えたキャリア教育の研究を引き続き行うとともに、さらなる人材発掘や、市としてのリスト作成も重要であると考えます。

また、現在、自ら進路を切り拓くために必要な力や、主体的に進路を選択できるようにするための方策については、市内の一部の中学校においては、「進学フェア」として高校紹介の取組が実施されています。また、面接練習に地域の方々が協力したりするなど、積極的な取組が行われていますが、より確実に

子どもの個別のニーズを受け止められる大人の存在が必要であると考えます。

加えて、平成 28 年に行われた大阪府の「子どもの生活実態調査」においては、「大学まで進学したい」と回答した門真市の子どもの割合は大阪府平均より 8.6 ポイント低かったという結果も出ています。

大学進学は将来の選択肢を増やし、それが具体的なイメージとして可視化されることにつながると考えます。大学を身近に感じられない子どもたちに対して、大学とはどういったところなのか、大学生はどんな存在であるのかなど、大学生との触れ合いやキャンパス訪問などをとおして知らせることが、「将来のために勉強する」というモチベーションの向上に資するものと考えます。

②英語教育の充実

グローバル化が進む中、小学校英語の教科化など、英語教育の充実を図ることは喫緊の課題となっています。門真の子どもたちが将来の夢を持ち、視野を広げて、様々な分野で自己実現していくにあたり、英語の力を備えているということは非常に意義のあることだと考えます。

全国学力・学習状況調査において国語・算数・数学は向上の傾向にあるものの、大阪府教育庁が実施しているチャレンジテストにおいて、本市の英語の結果は必ずしも良いものとは言えず、新学習指導要領の改正ポイントである英語教育の充実は大きな課題であると思われます。

そのための環境整備や教材の研究、外国語活動支援員等の人員的な支援と、評価に関わることなど、教員の専門性を向上させる研修も必須です。

中学校においては、英語による授業も行われることから、英語教員の英語力向上に向けた取組も不可欠であります。教員の多忙化が取りざたされる中で、必要な研修について精選を行い、取り組んでいく必要があるとともに、小中学校の一貫した英語教育の構築を求めます。

また、英語学習への意欲を高める工夫を凝らした仕掛けも大切です。学校以外の場面において、子どもたちが英語に触れる機会を増やすことをめざし、現在実施している公民協働による「めざせ世界へはばたけ事業」、「KEIK」、「英語で楽しむおはなし会」などの各種事業を検証・充実させるとともに、学習指導要領改訂というタイミングを活かし、小学校においても外国の子どもたちと英語を媒体としてコミュニケーションを取れるような取組を活性化することも

有効であると考えます。

さらに外国や外国文化に関心を抱かせる取組を充実させることも大切であり、世界の歴史や地理、美術や音楽など教科横断的に外国に触れさせる機会を意図的に増やすことを求めます。とりわけ、本年度からはじまった海外からの子どもたちを学校に招く「ようこそ門真へ国際交流事業」の検証・改善を進め、他文化を知り、違いを認め合い、視野の広い子どもの育成を望みます。

(5) 門真の子どもたちへの支援に向けて

昨今、子ども理解の複雑化、児童虐待、子どもの心のケア、様々な課題を抱える子どもたちへの対応等、あらゆる子どもの問題に対して、そのすべてを学校だけで対応することの限界が指摘されています。学級指導に生徒指導、保護者への対応に加えて新学習指導要領における道徳や小学校英語の教科化、プログラミング学習の導入等、学校教員の業務内容は多岐にわたっており、他職種の専門家と連携・協力しながら、役割分担して「チーム学校」として子どもたちと向きあっていくことがますます大切になってきます。

特に門真市における児童・生徒の問題の背景には厳しい家庭環境等が影響していることが十分考えられることから、その支援については子ども自身だけではなく家庭・保護者に対する支援についても考えていく必要があり、教育分野にとどまらず福祉的な視点を持って施策を展開していくことが重要です。

また、子どもたちの課題の背景となっている家庭環境の厳しさは想像に難しくなく、そのような厳しい環境にある保護者の思いを、受容し共感することが支援の第一歩となることから、その頑張りを認め、励まし、支えていく人材ができる限り多く存在することが望ましいと思われます。

現在、こども部で実施している「子どもの未来応援ネットワーク事業」の主旨も活かし、教職員はもとより、元教員や地域人材など、様々な人的リソースも活用しながら、子どもと家庭を支援する人材を増やしていくことが必要です。様々な関係機関との連携が、家庭・保護者支援の鍵となることも多く、そのための人材としてスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー等の適切な活用も必要であると考えます。

そのためには「チーム学校」の考え方を門真市において推進し、国・府に対して早期のスクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの配置を強く

働きかけていくとともに、市独自による先行配置についても、モデル校を設定するなどして一部において実施し、効果を検証していく必要があります。

「チーム学校」の考え方のもと、教職員と様々な関係機関が役割分担をしながら協働することは、教職員の働き方改革にもつながり、子どもたちと向き合う時間の確保にもつながるものと考えます。

また、進学にあたっては公的な支援も重要です。国は大学等の高等教育機関進学について低所得者層に対する厚い支援を考えているようです。門真市においては高等学校進学に向けて門真市奨学金制度を独自につくり、意欲のある生徒に対して給付という形で実施していることは評価できます。しかし、家庭の経済状況や社会の情勢は常に変化し、そのすべての課題に対応しながら生徒を支援していくには制度の検証も必要になってきていると思われます。

今後、制度の在り方や選考方法の見直しを行ったり、学校の提供する情報と子どもや家庭が必要とする情報の違いを整理して、ニーズにあった情報を提供できるようにしたりするなど、門真市奨学金制度の改善に向けた検討を行うことも必要であると考えます。

3. 終わりに

平成 28 年 11 月 1 日から本日まで、1 年 10 か月間にわたり、本審議会は学識経験者、学校関係者、そして市民の方々に「門真市教育振興基本計画」の理念に基づく教育のあり方について、忌憚のない意見を交わし、議論を積み重ねてきました。

これも、すべては「子どもの夢と幸せをみんなではぐくむ門真の教育」という門真市教育振興基本計画の理念を実現するためであり、門真の教育を魅力あるものとするために喫緊に行っていただきたいことをこの答申に盛り込みました。

この間の委員の熱い思いと教育委員会に対する期待を真摯に受け止め、本答申を今後の課題も踏まえながら、柔軟かつ確実に実行されることを要望いたします。

資 料 編

審議の経過

(1) 第1回審議会

①日 時 平成28年11月1日（火）午後2時から3時45分

②場 所 門真市役所本館2階大会議室

③参加委員 森田英嗣委員（大阪教育大学）・佐久間敦史委員（大阪教育大学）
新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）
川村早余子委員（市民）・片山仁委員（市民）・小林美鈴委員（市民）
横貫照国委員（市民）
国吉孝委員（大和田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）
・齋藤耕司委員（古川橋小学校教頭）・中川智広委員（第五中学校首席）

④議 題 今後の審議会の進め方について
各部会のメンバー選出について
今後のスケジュールについて

⑤審議概要

第1回審議会においては、学識経験者である森田英嗣委員（大阪教育大学）、佐久間敦史委員（大阪教育大学）・新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）、市民代表である川村早余子委員・片山仁委員・小林美鈴委員・横貫照国委員、学校関係者である国吉孝委員（大和田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）・齋藤耕司委員（古川橋小学校教頭）、中川智広委員（第五中学校首席）の11名から互選により、森田委員が会長、片山委員が副会長に選出されました。

その後、久木元秀平教育長から「門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方について」の諮問を受けて、上記次第に則って審議を進めました。

事務局から本審議会の趣旨が説明され、平成27年度に策定された「門真市教育振興基本計画」において掲げられた実施施策の中でも計画期間の5年間で重点的に取り組むべき喫緊の課題と解決策を審議すること、計画期間である5年間だけではなく長期的な視野に立って検討・準備すべき課題について審議することの2点を全委員で共有しました。

さらに、「門真市教育振興基本計画」の概要及び門真市の教育の現状と課題に関する説明が事務局からありました。そして、本審議会においては、「子どもの学ぶ意欲の向上部会」と「つながりのある教育の創造部会」の2部会に

分け、両部会で、それぞれ「門真市教育振興基本計画」に掲げられた実施施策をテーマとして議論を行い、その内容を部会長から全委員による全体会で提示し、論点を共有するとともに、意見交換並びに審議を行うという本審議会のシステムが共有されました。

なお、「子どもの学ぶ意欲の向上部会」には、新谷委員・川村委員・片山委員・上甲委員・中川委員の6名が属し、部会長を新谷委員、副部会長を上甲委員が務めることとなりました。

また、「つながりのある教育の創造部会」は佐久間委員・小林委員・横貫委員・国吉委員・齋藤委員が属し、部会長は佐久間委員、副部会長は国吉委員が務めることとなりました。さらに、森田会長は両部会には属さず、両部会の協議を総覧することとなりました。

最後に今後のスケジュールが事務局から示され、本審議会は11回実施予定であること、平成30年度の施策に生かせるよう、第4回までの審議をもとに第5回で中間答申案を検討して教育長に手交すること、平成30年度11月までに最終答申案を出すことの確認がなされました。

(2) 第2回審議会

①日 時 平成29年1月17日（火）午後2時から4時30分

②場 所 門真市役所本館2階大会議室等

③参加委員 佐久間敦史委員（大阪教育大学）・新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）
川村早余子委員（市民）・片山仁委員（市民）・小林美鈴委員（市民）横貫照国委員（市民）
国吉孝委員（大和田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）・齋藤耕司委員（古川橋小学校教頭）・中川智広委員（第五中学校首席）

④議 題 門真市における生徒指導の現状と課題及び開発的生徒指導の展開

⑤審議概要

第2回審議会においては、事務局から門真市における生徒指導上の課題（不登校や長欠児童生徒の状況や暴力事案等）に加えて、門真市において進められている児童生徒の自己実現を目的とした開発的生徒指導についての説明が

あり、その後、各部会に分かれて「門真市教育振興基本計画」に掲げられている「開発的生徒指導のあり方」をテーマとして議論を行いました。

「子どもの学ぶ意欲の向上部会」では、①自己肯定感はなぜ必要か。②自己肯定感を高めるための土台は何か。③受容と共感で結ばれる人間関係づくりにおいて必要なことは何か。の3本を討議の柱として、新谷部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・ 自己肯定感、すべての活動の出発点であり、前を向いて生きていけるために必要である。将来的にはキャリア教育にもつながるすべての土台である。
- ・ 自己肯定感を高めるための土台は、親や教師だけではなく親と教師の連携の中で成り立つものである。人間関係づくり、クラスづくり、大人同士の関係づくりが自己肯定感を高めるための土台となってくる。
- ・ 子どもの中に、大人は信頼できる存在であるという思いをいかに育てていくかが大切である。
- ・ 人間関係づくりには、実は子ども同士で過ごす時間が大事になる。特に中学校では教科担任制になる。そのため、学級経営や生徒会、クラブ活動、行事、キャリア教育などさまざまな場面で子どもたちが互いに、自己肯定感を高める必要がある。
- ・ 教師と保護者がお互いに応援し合えるように保護者も教師を応援し、教師も困ったら保護者に投げかけることができる関係づくりが必要である。
- ・ 大人の目がキラキラすると、子どもも目がキラキラする。そのようなことでいきいきとした学校になってくるのではないのか。
- ・ 真剣に愛情を向けて、自分を出せる場面をつくる必要がある。学級活動、学校行事、生徒会活動、クラブ活動などのさまざまな場面で、受容と共感に基づくような関係づくりが成立することで、安心できる場ができる。
- ・ ひとつ叱るとひとつほめ、あなたのここがだめだがここはいいよというような言葉かけを意識的にしていく必要がある。

一方、「つながりのある教育の創造部会」では、①自立とは何か。自己実現とは何か。②自立できる人間を育てるために重要なことは何か。③自立をめざした生徒指導のあり方や具体的な手立ては何か。の3つを討議の柱として、佐久間部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・ 子どもの年齢によって発達段階がどんどん変わるので、中学校卒業後の自立を見据えて教育活動に取り組む必要がある。
- ・ 教科を学習することにより自立する力をつける。教え込み型の授業では

なく自力解決を重視する。

- ・生徒指導においても、子どもの気持ちを尊重し、問題があれば、まずは自力解決させ、学級全体で問題を共有して一つの解決策を作り上げていくというスタイルに変化している。
- ・学校行事についても自分達で考えさせ解決をさせることが必要である。
- ・自分のことは自分で考えさせ、悩んだ上で、自己決定をする必要がある。失敗から学ぶことがあり、大きく成長する機会にもなる。大人は一步引いて見守りや支援をしていくことが自立につながる。
- ・第三者には子どもは素直に話をする。また子どもの目線で話しかけると意外に素直に話ができる。学校に第三者の目は必要である。
- ・職場体験学習、インターンシップ、ボランティア活動にも自立につながる効果があり、責任感を養う良いきっかけとなる。
- ・クラブ活動により先輩、後輩などの人間関係を築くことができ、そのことが自己実現につながる。クラブ活動が楽しければ勉強もするようになる。

両部会終了後、全体会の場で、上記の論点が両部会長から出され、全委員で共有されました。また、佐久間委員からは、次回審議会で小中一貫教育について議論を行う上での資料として、中央教育審議会答申の学校間段差解消に向けた部分を抜粋して提示してほしい旨の要望がありました。

(3) 第3回審議会

①日 時 平成 29 年 2 月 17 日（金）午後 2 時から 5 時 10 分

②場 所 門真市役所本館 2 階大会議室

③参加委員 森田英嗣委員（大阪教育大学）・佐久間敦史委員（大阪教育大学）
新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）
川村早余子委員（市民）・片山仁委員（市民）・小林美鈴委員（市民）
横貫照国委員（市民）
国吉孝委員（大和田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）
・齋藤耕司委員（古川橋小学校教頭）・中川智広委員（第五中学校首席）

④議 題 門真市における小中一貫教育の推進
門真市における一人ひとりの学びに応じた学習支援

第2回門真市総合教育会議についての説明
門真市における35人学級についての概要説明

⑤審議概要

第3回審議会においては、事務局からは、学習指導要領の改訂の趣旨の説明が行われ、主体的・対話的で深い学びが行えるような授業改善が求められていることや門真市における小中一貫教育の現状と課題に加えて、中教審答申に基づき、小中一貫教育の推進に資するものとして小中一貫校や義務教育学校等の制度についての説明が行われました。

次に、一人ひとりの学びに応じた学習支援として、門真市において実施されている「かどま土曜自学自習サタスタ事業」及び「まなび舎 Kids 事業」並びに「まなび舎 Youth 事業」の経緯や実施状況及び課題についての説明がありました。

その後、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では「門真市教育振興基本計画」に掲げられている「小中一貫教育の推進」をテーマに、「つながりのある教育の創造部会」では「一人ひとりの学びに応じた学習支援」をテーマに、それぞれ議論が行われました。

「子どもの学ぶ意欲向上部会」では、討議の柱を①サタスタ・まなび舎の現状と展望。②学校における自学自習体制の状況。③自学自習体制の充実について大切なこと。④低学年・高学年・中学校それぞれの段階でどのような学び支援が必要なのか。の4点として、新谷部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・まなび舎 kids には、参加児童にポイントを付与する制度を作っている小学校があり、子どもたちの参加意欲を促す動機づけになっている。
- ・サタスタは、小・中学生が混ざり合っているので、年上の姿を見せられる場にもなっている。
- ・事業の目的である居場所づくりについては良いが、自学自習ということ考えた場合、本当に来てほしい子が来ないという現状が課題である。
- ・中学校では不登校気味の子どもの自学自習の場として、校内適応指導教室のようなことをしているが、加配の教員がいない。余裕のない学校では回らない。自学自習をする子どもを見るスタッフ体制が必要となる。
- ・自学自習をすることで、やる子は伸びるがやらない子は伸びない。その格差がますます広がっていく。学力の底上げをどのように図っていくのが課題となっている。
- ・学習規律とか動機付けなどは事業に関わっているスタッフだけではなかなか難しいので、学校との連携が必要である。
- ・小学校の中学年（3・4年生）程度の段階で、きちんと発達段階に応じ

た、学びのハードルをクリアできる体制が必要である。

- ・図書室の活用について、勉強は嫌いだけでも本は好きという生徒もいるので昼休みや、放課後での図書室の開放があった方が良い。
- ・体験授業等、楽しいと思わせる仕掛けを授業、授業外の場の中でやっていくことが必要である。
- ・なぜ勉強する必要があるのかという将来をイメージするためのキャリアデザインが大切である。

一方「つながりのある教育の創造部会」では、討議の柱を①小中のギャップとは何か。②小中の円滑な接続のために重要なことは何か。③思春期の入口となる5年生以降の教育内容や形態についてどのような形が望ましいか。の3点を討議の柱として、佐久間部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・小中のギャップに関して、子どもの成長にはある程度は必要であり、それを乗り越えていくことで子どもは成長していく。また一方で、あまり高いギャップでは乗り越えられない子どもがいるので、それは教育上好ましくないのではないか。全ての子どもが乗り越えられるような適度な段差を考えていくことが重要である。
- ・小中のギャップは主に、小学校は学級担任制、中学校は教科担任制であるところにある。
- ・最近小学校でも教科担任制のようなものも導入されていて、中学校の教科担任制というプロフェッショナル性でのメリットだけではなくて、複数の先生が子どもを見ることができている。一方、小学校の低学年では1人の担任の先生が、子どもの細かい表情も含めて丁寧に見ていくということも大切である。
- ・小学校の高学年において、教科によっては合同で授業をしたり、少人数指導や複数の先生による指導等を行ったりするなど、中学校での教科担任制に類するような取組をしている。
- ・当面は1年生から4年生までは学級担任制に留めておき、5年生以降については、いくつかの教科では教科担任制のようなものを試みることが大切である。
- ・小学生が中学校に見学に行く機会や中学校の教員が小学校に教えに来ることなどで交流が進んでいる。子どもの勉強のためだけでなく、教員にとっても研修にもなる。
- ・中学校区で「めざす子ども像」を共有しながら、9年間の子育てを小中学校の教職員が一緒になって考えるといった取組が進んでいる。
- ・義務教育施設一体型や併設型小中学校などが門真のどこかにひとつぐら

いモデル校としてできて、どう子どもが育つのかを見てみることも興味深い。

両部会終了後、全体会の場で、上記の論点が両部会長から出され、全委員で共有されました。

また、事務局から平成 29 年 1 月 27 日に行われた「平成 28 年度第 2 回総合教育会議」で宮本門真市長から、大勢の仲間の中で多様な考え方に触れることによって、人として大切な生きる力を身につけていくと思われるが、「きめ細かな指導を実現する 35 人学級事業」において、1 クラスが 20 人を割るような少人数のケースが出てくる場合、そのことは保証されるのだろうかという問題提起があったという報告がありました。その後、門真市における 35 人学級事業の概要説明があり、次回審議会までに各委員でこの問題提起に対する考えをまとめておいてほしいという依頼があり、次回の審議内容に 35 人学級事業のあり方が加わることになりました。

(4) 第 4 回審議会

①日 時 平成 29 年 6 月 29 日（木）午後 1 時から 5 時 20 分

②場 所 門真市役所本館 2 階大会議室

③参加委員 森田英嗣委員（大阪教育大学）・佐久間敦史委員（大阪教育大学）
新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）
川村早余子委員（市民）・片山仁委員（市民）・小林美鈴委員（市民）
横貫照国委員（市民）
国吉孝委員（五月田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）
・齋藤耕司委員（古川橋小学校教頭）・中川智広委員（第五中学校首席）

④議 題 きめ細かな指導を実現する 35 人学級についての説明
小中一貫教育を進める環境づくりについての説明
子どもの主体的な学びの育成についての説明
中間答申について

⑤審議概要

第 4 回審議会においては、事務局からは、これまで 3 年間実施してきた 35 人学級の効果検証についての報告があり、定量的な効果として明確に示すこ

とのできるデータは乏しいと言わざるを得ないという内容でした。これに対して、学級人数と数値で表せる学力との相関については、母数や年数が少ないので、効果検証を行うには時期尚早ではないかという意見も出ました。

次に事務局から小中一貫教育を進める環境づくりについての説明があり、近隣市の義務教育学校の状況が報告され、その後、子どもの主体的な学びの育成に向けた指導要領の改訂と新しい授業づくりの方向性についての説明もありました。

「子どもの学ぶ意欲向上部会」では、討議の柱を①学ぶ意欲の視点から 35 人学級のあり方について。②子どもの主体的な学びの意欲についての 2 点として、新谷部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・ 35 人学級について、学力の低位層が減っているのかどうかといった点でもデータを見ていく必要がある。同じ学年集団を継続的に追っていくデータがもう少し蓄積されないと、今のデータだけでは十分に成果検証できないだろう。効果を判断するには時期尚早かも知れない。
- ・ 実験等であれば、少人数であれば机間巡視が行いやすい。人数が 40 人ぐらいに増えると、教室の空間の空具合も狭くなり、雑然となることもある。
- ・ 1 クラスで少人数というのは、寂しい状況もあるので、クラス的人数が多くても複数の先生で入った方がいいのではないか。
- ・ クラス人数が頻繁に変わるのではなく、ある程度安定して継続した方がいいのではないか。
- ・ 中学校では、教室に入り辛い生徒が通う校内適応指導教室等に 5、6 人の教員が付いているという現状があり、専門の人材がいると助かる。
- ・ 中学校では 35 人学級事業によって、学級数が増えることで教員の授業時数が増えてしまう。学校によって加配教員をどのように使いたいのかについては状況が違うので、学校の裁量・自由度を高める必要がある。
- ・ 中学校の場合は少人数にして、例えばクラス数を 4 クラスから 5 クラスにした場合、同じ教科を別の教員が指導することになり、評価の仕方とか授業方法がずれることもあり得る。
- ・ 小学校では、1 クラスだけでずっと学年が進むと、子どもどうしあるいは教員との人間関係が固定化されてしまうという弊害があるのではないか。
- ・ 子どもの主体的な学びの育成については、教科によって、子どもの学ぶ意欲の引き出しやすさが変わってくる。理科などであればもともと「不思議」「なぜ」という仕掛けを作りやすいが、数学の場合は例えば工作か

ら入るなど、仕掛けを作るための準備が必要になる。英語の場合は話し合い活動を効果的に盛り込むことが重要である。また、学校によっては「英語プレゼンコンテスト」が学ぶ意欲の動機になっているところもある。

- ・授業の導入が良くても、生徒にとっては学習意欲が十分にわかず、途中で学習自体をあきらめてしまう、くじけることもあるので、どのようにして粘り強い学習につなげていくのかが、必要になる。
- ・新しい学習指導要領の中で、主体性の項目として興味や関心を高める、見通しを持つ、粘り強く取り組む、振りかえて自覚するという4項目があるが、これは採用面接を行った側からすると、まさにこの項目が社会人の採用試験では問われるところで、小中学校からこれに取り組むことは意味がある。
- ・門真では外国につながるのある方々が多いということを強みにして、地域のボランティアを巻き込み、中国語や韓国語を勉強するという取組を行っても良いのではないか。
- ・教員が子どもたちに向き合う時間を作るために地域の力を生かし、教員が授業に専念できるような心の余裕を作ることが必要である。
- ・クラブ活動や生徒会行事等も上記の4項目を達成に資するものである。
- ・クラブ活動は子どもの主体性の伸長に有効だろうが、男女の区別があり、自分の子どもは希望のクラブに入れず、試合に出ることもかなわない。他校の練習に合同で参加することも難しい状況がある。
- ・現状では中学校によってクラブの数や種目は違うので、サッカーがしたくても、自分の行く学校にはそのクラブがないこともある。
- ・クラブを中心に学校が選べるという状況になったとして、これまでの小学校での人間関係を継続して、やりたいクラブがなくとも地元の学校に行くのか、それもとやりたいクラブを重視して別の中学校を選ぶのかという問題がある。自宅からの距離のこともあり、選択できる状況ができたとしても、どれほどの人数が動くか予想するのは難しい。
- ・土日のクラブ活動に地域の人材等を活用して、引率等を頼めるのであれば、教員のライフスタイルそのものが変わるくらい助かるのではないか。ただし、外部人材による生徒指導等は難しい場合もあるので、運用面では気をつける必要がある。

一方「つながりのある教育の創造部会」では、討議の柱を①小中一貫教育の視点から35人学級のあり方。②小中一貫教育を進める環境づくりの2点を討議の柱として、佐久間部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・ 35 人学級も含め、さらなるきめ細かな指導のための有効な施策はないかということで議論をした。多くの委員が言っていたのは、きめ細やかな指導には一人でも子どもが少ないという状況は大切だということである。しかし財政のことも考え、同じ金額ならそれだけの効果がしっかり出せることも考えても良いのではないかという意見もあった。
- ・ 現行の 35 人学級事業において、きめ細かな指導ができているという定性的な効果が十分に出ている反面、定量的な効果が出ているかどうかは明確には見えてこないという説明もあったことから、今後、学校の裁量で柔軟に活用できる人材を配置するなど、制度の改善も検討をして良いのではないか
- ・ 教員の多忙感を少しでも解消するために、様々な仕事をしてもらえる人材を配置するのはどうか。例えばボランティアを学校に配置し、教室にいてもらうだけでも、かなり教育効果が上がるのではないか。
- ・ 知り合いの学校教員で過労死された方がおり、真面目に一生懸命になっていて相当な負担があったと聞く。教師の負担はどのようなところにあって、それを解消するためには何が必要かという議論が大切である。
- ・ 教員、とりわけ担任は授業以外に保護者対応や事務仕事が多い。スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の人材を積極的に増やすなどして、子どもたちのサポートに当たってくれたら、担任の負担も減るのではないか。
- ・ 教員の悩みを聞くカウンセラーも学校に配置すれば、教員も心の負担が軽減され、ゆとりを持って子どもたちに対して、きめ細やかな指導に当たれるのではないか。
- ・ 人的環境だけではなく、廊下やトイレも綺麗であるなど、学校の設備も含め環境が整った学校の子どもたちは落ちついた様子になっている。
- ・ 事務局からのプレゼンテーションにあったような他市の義務教育学校のような学校が門真にもあったらよいと思う。
- ・ つながりのある教育ということで言えば、同じ職員室で 1 年生から 9 年生の教員が、9 年間の子どもの育ちを連携して見ることができる施設一体型の学校が理想的であろう。
- ・ 施設一体型にした時のデメリットとして、例えばいじめが起こった時にその人間関係で 9 年間過ごすということになりはしないかということや、当面は旧の小学校 2 校の文化の違いなど、馴染めない時期が続くのではないだろうかということ、子どもには一定成長の段階で超えられる程度の段差は成長するうえで必要ではないかということなどが挙げられる。
- ・ 段差については思春期でもあり、親と話さなくなるような自然な形の段差が子どもたちにはある。今の 6 - 3 制が例えば 4 - 3 - 2 制になった

としても、4年生から5年生に上がるころ、あるいは6年生から7年生に上がるころで、学校として少し何か取組をすれば、1つ上に成長したんだなという意識が子どもたちに得られるのではないか。4年生から5年生になる段階で教科担任制等を取り入れるという措置もできるのではないか。

- ・門真市でも小中の一貫教育を推進しており効果は上がっているが、学期に1回とか夏季休業中などに会議を行っている。日常的な業務の中では、小中連携の一層の推進に向けては課題がある。
- ・門真市においても、学力の向上とか、地域の防災拠点になるなど、地域へのメリットが発揮できるような義務教育学校がモデル校としてできたら良い。
- ・今後義務教育学校等の事例も紹介していただいて、もう一度議論したい。

両部会終了後、全体会の場で、上記の論点が両部会長から出され、全委員で共有されました。新谷部会長からはクラブ活動の充実のため、望むクラブが進学予定先の中学校に無い場合、弾力的に他の中学校への進学を許可している制度を取り入れている市町村の例があれば次回提示してほしいという依頼がありました。

また、会長から、両部会からの提案を実現させるためには、多様な人材をどう学校に絡ませていくか。ソーシャルワーカーやカウンセラーという教員とは違う専門性を持った人たち、保護者の方や地域の方、そういった人材とどう力を合わせていくかということ、つまり、組織的なマネジメント、「チーム学校」という観点から施策が必要であろうという指摘がありました。

さらに、小中一貫校等、様々な構想を実現するためには、カリキュラムマネジメントが重要であること、それが今回の学習指導要領の改訂でも求められていることについて言及があり、逆に言えばこれまで学校としてもカリキュラムマネジメントについては大いに課題があったのではないかと指摘がありました。

こうした観点も踏まえて中間答申をまとめていきたいと考えている旨を委員の皆様方に伝えて第4回審議会を終了しました。

(5) 第5回審議会

①日 時 平成29年8月16日（水）午後2時から4時33分

②場 所 門真市役所別館3階第3会議室

- ③参加委員 森田英嗣委員（大阪教育大学）・佐久間敦史委員（大阪教育大学）
新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）
川村早余子委員（市民）・片山仁委員（市民）・小林美鈴委員（市民）
横貫照国委員（市民）
国吉孝委員（五月田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）
中川智広委員（第五中学校首席）

④議 題 中間答申（案）について

⑤審議概要

第5回審議会においては、森田会長から中間答申（案）が示され、審議し中間答申を作成しました。休憩をはさみ、森田会長から久木元教育長へ中間答申の手交がなされました。

(6) 第6回審議会

①日 時 平成 29 年 11 月 7 日 (火) 午後 2 時から 5 時 20 分

②場 所 門真市役所別館 3 階第 3 会議室

③参加委員 森田英嗣委員 (大阪教育大学)・佐久間敦史委員 (大阪教育大学)
新谷龍太郎委員 (平安女学院大学短期大学部)
川村早余子委員 (市民)・片山仁委員 (市民)・小林美鈴委員 (市民)
横貫照国委員 (市民)
上甲尚委員 (門真はすはな中学校長)・齋藤耕司委員 (古川橋小学校教頭)・中川智広委員 (第五中学校首席)

④議 題 「いじめ・不登校に関する現状と課題について」の説明
「子どもの居場所づくりについて」の説明

⑤審議概要

第 6 回審議会においては、いじめ防止対策の推進及びどの子ども学べる場所づくりとして、事務局からいじめ不登校に関する現状と課題についての説明が行われました。

次に、子どもの居場所づくりの推進及び自分の将来を描ける力を育成として、事務局から子どもの居場所づくりについての説明が行われました。

その後、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では「門真市教育振興基本計画」に掲げられている「いじめ防止対策の推進」及び「どの子ども学べる場所づくり」をテーマに、「つながりのある教育の創造部会」では「子どもの居場所づくりの推進」及び「自分の将来を描ける力を育成」をテーマに、それぞれ議論が行われました。

「子どもの学ぶ意欲向上部会」では、①子どもが多様な体験のできるような居場所のあり方について②自ら進路を切り拓くために必要な力とは何か。主体的に進路を選択できるようになるための意欲を高めるための方策は何か③門真市奨学金の現状についての 3 本を討議の柱として、新谷部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・「子どもの生活実態調査」からひとり親のしんどさや親や先生に余裕がないことが分かった。
- ・子どもは相談に行くところがなかなか無く、カウンセラーも予約である。友達に相談をするが、なかなか親身になってもらえないので不登校も多くなっている。

- ・子どもの相談をしっかりと受け止める存在が必要なのではないのか。
- ・大学生も子どもの相談を受け止めるそういった存在に成り得るのではないのか。但し、ゆとりのない大学生もいるので、組織的に門真出身の大学生が集まる場を作っていないといけない。
- ・特に子どもの進学意欲を高めるための取組として、中学校2年生で進学フェスタをしている。
- ・大学進学モデルがないので、大学とはこういったところなのかとか大学生はどんな存在であるのかというところの接触機会を増やす必要がある。但し、一先生の取組でもっているところがあるので、教育委員会を中心とした市全体のサポートで大学を身近に感じることができるような取組が必要である。
- ・奨学金については制度的な課題が出てきている。

例えば、住民票を異動させた場合には奨学金制度が利用できなくなること。収入基準が中学校3年生時点でのものであり、その後家庭の経済状況が悪化して奨学金が必要となったとしても、高校在学途中からの申請ができないことなど。

- ・奨学金制度について、申請者の数が減少していることから、選考方法の見直しを行ったり、学校の提供する情報と子どもや家庭が必要とする情報の違いを整理して、ニーズにあった情報を提供できるようにしたりするなど、制度の課題解決に向けた検討を実施していくことが必要である。

「つながりのある教育の創造部会」では、①これまでの不登校対策事業や、いじめ対策の概要説明②市としていじめや不登校対策を進めるにあたって重要なことは何か。③市教委所管の適応指導教室「かがやき」や学内適応指導教室、不登校学生フレンドのあり方についての3本を討議の柱として、佐久間部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・学校ではいじめはあるものだという前提で先生方は対応しており、発見に努めているが、LINEなどのSNSによるトラブルも起こっており、なかなか学校の中では見抜けなくなっている。
- ・子育てにおいて、保護者の都合で簡単に子どもを休ませるということがあり、問題である。
- ・子どもの忍耐というか耐性、コミュニケーション能力を含めて少し弱い面があったり、逆に自己中心的な面が見られるので、子どもの心にもきちんと寄り添っていく必要がある。
- ・いじめは防止が大切である。
- ・今年出された国の指針をもとにして、門真市独自の「いじめの防止指針」を作成するのがよい。その際には国がいじめ防止の基本方針を示してい

るように専門家や地域の方や法律に詳しい方など、多角的・多方面からの視点で、いじめ防止や不登校対策などに資するような委員会を構成して、門真市の現状に合ったいじめ防止の対策などを考えていくのも有効である。

- ・不登校や引きこもりになった子どもたちにとって最終的に学校への復帰を援助する適応指導教室「かがやき」ではハードルが高い。
- ・「外の空気」というのがひとつのキーワードになる。学校への復帰を目指すというハードルではなく、そういう子どもたちが家から一歩外に出て、「外の空気」を吸うことができるそんな気軽な組織運営、居場所とか心の拠り所というハードルを低くした「かがやき」の在り方を検討されてはどうか。
- ・学生のボランティアとかそういうところにお金をかけて、より充実させて、きめ細やかに不登校の子どもたちの対策を練っていただきたい。

両部会終了後、全体会の場で、上記の論点が両部会長から出され、全委員で共有されました。また、新谷委員からは、全国学力学習状況調査の分析結果として部活動と学力には一定の相関関係があることが報告されました。

(7) 第7回審議会

①日 時 平成30年2月6日(火) 午後2時から5時

②場 所 門真市役所本館2階大会議室

③参加委員 森田英嗣委員(大阪教育大学)・佐久間敦史委員(大阪教育大学)
新谷龍太郎委員(平安女学院大学短期大学部)
川村早余子委員(市民)・片山仁委員(市民)・小林美鈴委員(市民)
横貫照国委員(市民)
国吉孝委員(五月田小学校長)・上甲尚委員(門真はすはな中学校長)・齋藤耕司委員(古川橋小学校教頭)・中川智広委員(第五中学校首席)

④議 題 「つながりのある教育の創造部会」の議題についての説明
「子どもの学ぶ意欲向上部会」の議題についての説明

⑤審議概要

第7回審議会においては、自分の将来を描ける力を育成及び「ともに学び、

ともに育つ」教育の推進として、事務局からキャリア教育、ゲストティーチャー、インクルーシブ教育、ユニバーサルデザインについての説明が行われました。

次に、家庭の子育て支援及び子ども一人ひとりの課題に沿った支援として、事務局からSC、SSW、チーム学校、こどもの未来応援ネットワークについての説明が行われました。

その後、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では「門真市教育振興基本計画」に掲げられている「自分の将来を描ける力を育成」及び「「ともに学び、ともに育つ」教育の推進」をテーマに、「つながりのある教育の創造部会」では「家庭の子育て支援」及び「子ども一人ひとりの課題に沿った支援」をテーマに、それぞれ議論が行われました。

「子どもの学ぶ意欲向上部会」では、①子どもの自尊感情の伸長や学ぶ意欲の向上に資するような教職員・地域の方々等の関わり方について②チーム学校の考え方を門真市において進めるにあたり、SSWやSCをどのように活用することが最も効果的かの2本を討議の柱として、新谷部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・ 地域の方の目で見ると、実際にしんどい家庭かどうかを断定することはできない。通報することによりご近所付き合いの面で難しいところがある。
- ・ 個人情報の問題があって、自分が挙げた情報の子どもが、その後どうなっているのかというところが見えづらいので、情報を挙げていくということに意義を感じにくい。
- ・ 学校からはその校区のことをよく知っている元教諭が関わってくれることで助かる部分がある。
- ・ これからの事業の方向性としては、学校で一番困っている一番連絡を取りたい保護者、ご家庭の情報がこの応援団から吸い上げられると助かる。
- ・ 応援団自身を増やしていく、地域の支援的な人材を増やしていく中で、学校等で顔を合わせていくことで、もう少しやりがいとか、自分の関わり方などのフィードバックが得られるのではないのか。
- ・ 子どもの未来応援ネットワーク事業としては教育と福祉の連携という部分があるので、この点についてはこれからも進めていく必要がある。
- ・ スクールカウンセラーがいることによって、不登校気味のご家庭の保護者も含めて非常に助かっている部分がある。
- ・ スクールソーシャルワーカーは、専門的なアプローチができるので非常に助かっている部分がある。
- ・ 専門家が関わることの意義については否定的な意見はないが、回数と勤

務時間の面でスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーが足りていないという部分がある。

- ・モデルとなる学校をひとつ作って、活用の仕方や連携の仕方を他の学校に示していく必要があるのではないのか。

「つながりのある教育の創造部会」では、①将来希望する職業に就くために必要な能力の育成に向けた取組について②小学校におけるキャリア教育のあり方について③ともに学び、ともに育つ学校づくりの推進にあたり、必要かつ重要なことは何かの3本を討議の柱として、佐久間部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・昔は学校の先生から特にキャリア指導のようなものは受けていなかったが、「とりあえず高校だけは」等の話があり、当時の進路指導はそれでも安心感があった。
- ・最近の学校では職業講話やゲストティーチャーを招いた授業、キャリア教育に基づいた指導があり、非常にうらやましい。
- ・なかなか家で子どもに時間をとってあげられない家庭も多い中で、学校がいろいろな取組をしてくれているのはありがたい。
- ・ゲストティーチャーの中には、学校ではなかなか教えられないこと、例えば忍耐であるとか社会に出て必要なこと等を意識して教えてくれるので、このキャリア教育のプログラムは推進していただきたい。
- ・学校は、キャリアを意識し、小中一貫した教育をおこなっているが、なかなか将来展望が持てない子どもややる気のない子どももあり、さらなる改善ないしは充実をしていただきたい。
- ・支援学級に通う子どもの数は増えており、また外国につながる子どももたくさんいる中で、インクルーシブ教育やユニバーサルデザインの取組を行っている。
- ・支援を必要とする子どもがいることで周りの子どもと一緒に成長していることや、外国につながる子どもがいることで、広い見識を得ながら、学ぶことができているというメリットも多くある。
- ・これらの取組は、支援を必要とする子どもだけでなく、すべての子どもたちにとっても学習環境の改善につながっており、非常にメリットがある。
- ・支援を必要とする子どもや外国につながる子ども、貧困等で厳しい家庭環境にある子どもたちにとって安心して過ごしやすい学校づくりというのは非常に重要である。
- ・基礎的な環境整備は、支援を必要とする子どもたちにとって最低限保証しなければならないが、子ども同士の関わりを重視していくような教育の

在り方を考えていくことも子どもにとって優しい学校環境づくりではないか。

両部会終了後、全体会の場で、上記の論点が両部会長から出され、全委員で共有されました。

(8) 第8回審議会

①日 時 平成30年5月24日(木) 午後2時から5時

②場 所 門真市役所本館2階大会議室

③参加委員 森田英嗣委員(大阪教育大学)・佐久間敦史委員(大阪教育大学)
新谷龍太郎委員(平安女学院大学短期大学部)
川村早余子委員(市民)・片山仁委員(市民)・小林美鈴委員(市民)
横貫照国委員(市民)
国吉孝委員(五月田小学校長)・齋藤耕司委員(古川橋小学校教頭)
中川智広委員(門真はすはな中学校首席)

④議 題 「つながりのある教育の創造部会」の議題についての説明
「子どもの学ぶ意欲向上部会」の議題についての説明

⑤審議概要

第8回審議会においては、学校施設の改善として、事務局から学校施設についての説明が行われました。

次に、学校における英語教育の充実及び公民協働による英語学習の充実として、事務局から門真市における外国語教育の現状、めざせ世界へはばたけ事業、門真市子ども英会話講座「KEIK」、図書館における英語に関する取組についての説明が行われました。

その後、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では「門真市教育振興基本計画」に掲げられている「学校における英語教育の充実」及び「公民協働による英語学習の充実」をテーマに、「つながりのある教育の創造部会」では「学校施設の改善」をテーマに、それぞれ議論が行われました。

「子どもの学ぶ意欲向上部会」では、①小学校英語の充実のための施策について②中学校英語の充実のための施策について③社会教育課所管の英語学習事業の活性化方策について④市立図書館を活用した英語教育の充実について

での4本を討議の柱として、新谷部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・ 小学校の英語教育については教師の中でも意見の違いがあってかなり混乱がある。
- ・ 小学校の英語教育は楽しく英語にふれることが大事である。
- ・ 小学校の先生にも英語に対する拒否感、拒絶感があって、私たちも一から学ぶのだとことについて、保護者の理解も必要になってくる。
- ・ 英語教育においてドリム等の教材や教え方、教科書はいいものだと思う。ただネイティブスピーカーであったり支援員の数というのが絶対的に必要になってくるので、そのための施策が必要である。
- ・ 英語の研修について一律的な研修よりも、ネイティブスピーカーであったり支援員と一緒に授業をすることによって、ノウハウを吸収していくことで先生達の力量を高めるという方向性の方が現実的である。
- ・ 社会教育、図書館での英語教育について、「めざせ世界へはばたけ事業」はボトムアップにつながるような、応募する生徒がもっと増えるような事業のあり方を検討するべきである。
- ・ 将来的に「めざせ世界へはばたけ事業」に参加した生徒が支援員として学校現場に戻ってきてもらうという循環ができればいい。
- ・ 英語の本を扱ったコーナーをもう少し整備し、イングリッシュカフェのような英語を使って話し合いをするような雰囲気づくりをしたり、DVDを増やしたりといったことも検討していく必要があるのではないのか。

「つながりのある教育の創造部会」では、①子どもにとって、より良い学校施設（『教室で教える学校』から、『学ぶ環境としての学校』）のあり方について②地域とのつながりを大切にした学校施設（『地域の風が、いきかう学校』）のあり方についての2本を討議の柱として、佐久間部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・ 学校施設について、何とんでもトイレの改善が重要である。
- ・ 例えば親世代が使っていた机を再利用するアンティークや木の温もりを感じられるリノベーションの手法も検討してもよいのではないのか。
- ・ オープンスクールの導入により、小中学校の敷地内に、保育所や高齢者施設などが設置されれば、人間が生まれてきて亡くなるまでの生き方なりプロセスが見えてくる学校づくりも良いのではないのか。
- ・ 子どもが減っていく中で、老朽化した建物だけが残っていくのは効率が良くないので、施設を新築しても良いのでは。その際に、従来の画一化された教室ではなく、パーティションを移動して工夫できる教室、地域のボランティアが入って来れる図書館、森や自然を取り入れた環境循環

している学校等、新しい学校のあり方も考えられるのではないか。

- ・ 探究的な学習や主体的な学習が中心となってくる今の時代に合せたような学校施設、多様な活動ができる学校施設、どの子にも居心地がいい学校施設を作ることが重要ではないのか。
- ・ 世代間、お年寄りや小さな子どもに触れる機会が地域では減ってきているので、そういう場所を学校として提供していくというのが重要である。
- ・ 教育内容としても、例えば高齢者のバリアフリー、いたわる気持ち、弱者にふれるとか、社会貢献とかみんなで支えていくという社会性が育ってくるのでは。
- ・ 地域のボランティアの方に学校に入って来ていただくのは、子どもたちにとっても、地域の方にとっても良いことだが、学校施設を作る時にどのような形で地域の方が学校に関わるのかという、ある程度距離感を持ちながらうまく関われるような学校施設のあり方を今後検討していく必要がある。
- ・ 現在も実施しているが地域と学校が連携していくために調整をする協議会の役割が重要で、学校と地域が連携していくことが重要である。

両部会終了後、全体会の場で、上記の論点が両部会長から出され、全委員で共有されました。また、森田会長からは、学校施設の改善について次回他市の事例を紹介してほしい旨の要望がありました。

(9) 第9回審議会

①日 時 平成30年7月10日（火）午後5時30分から7時10分

②場 所 門真市役所本館2階大会議室

③参加委員 森田英嗣委員（大阪教育大学）・佐久間敦史委員（大阪教育大学）
新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）
川村早余子委員（市民）・片山仁委員（市民）・小林美鈴委員（市民）
横貫照国委員（市民）
国吉孝委員（五月田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）
・齋藤耕司委員（古川橋小学校教頭）・中川智広委員（門真はすはな中学校首席）

④議 題 「つながりのある教育の創造部会」の議題について
「子どもの学ぶ意欲向上部会」の議題について
最終答申について

⑤審議概要

第9回審議会においては、事務局から学校施設の改善について他市の事例紹介が行われました。

その後、「子どもの学ぶ意欲向上部会」では「門真市教育振興基本計画」に掲げられている「小中一貫教育を進める環境づくり」をテーマに、「つながりのある教育の創造部会」では「子どもの主体的な学びの育成」をテーマに、それぞれ議論が行われました。

「子どもの学ぶ意欲向上部会」では、①多様な人間関係が構築できるような環境について②すべての子どもが認められる関係づくりにおいて重要なことは何か③対話的・主体的で深い学びのできる授業を行うために重要なことは何か。そのために ICT 機器をどのように活用すれば効果的か。ICT 機器を教員にも導入することで、教員の多忙化解消につなげることが可能となるのではないかの3本を討議の柱として、新谷部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・学級数がかなり少ない学校では、一人で学年を持つので、相談するところがない。また、子どもの立場に立つと先生との相性があるので、クラス替えがないまま同じ先生に数年間持たれるということもあり大変である。
- ・小規模の学校だと先生が目が行き届きやすい反面、クラスで問題が起こると、場合によっては不登校のことなども考えなければいけない。
- ・小規模校はメリット、デメリットが合わさっているという状況で、一定規模のクラス替えができる程度の規模がないと、なかなか人間関係という点では難しい。
- ・全国学力・学習状況調査の児童・生徒質問紙の主体的対話的で深い学びに関連する項目を見ると、特に小学校では数値として低く見える部分がある。ただし、児童がそのように認識していないことも考えるため、実態に即した状況理解が必要である。
- ・そもそも対話的とは対話だけしてればいい授業ではない。どういう内容で対話をし、それがどう深い学びにつながっていくのか。そのための授業づくりをどうしていくのかが大切である。そのためには小学校での基礎的な学習内容というのをきっちりしなければいけない。先生側の方で余裕を持ってできる授業の時間割りが必要。

- ・ICTについては、これからもっと環境整備を整えていく必要がある。
- ・デジタル教科書は様々な教科で導入されていて、例えば理科でも、デジタル教科書を使った授業が浸透していて、ICT 機器を使うことで、複数のクラスを授業する場合の準備がかなり効率化される。また、先生方同士で教材の苦手な部分と得意な部分のお互いのカバーをできる。他にも、通知票であったとか成績をつける上でも ICT がかなり業務軽減に生かされている。
- ・ICT の環境整備を進めていく中で、よりよい授業、より効率的な働き方を研究していく必要があるのではないか。
- ・一方で、ICT を使い過ぎることで、本来高めたい創造力、創造できる先生、創造できる子どもを逆に潰してしまう可能性があるので、バランスをとって ICT を使っていく必要がある。

「つながりのある教育の創造部会」では、①門真市の小中一貫教育の成果について②先進市における義務教育学校・小中一貫教育について③地域とのつながりを重視した学校のあり方についての3本を討議の柱として、佐久間部会長の進行のもとで議論が行われ、以下のような論点が出されました。

- ・門真の現状として小中のそれぞれの教職員の連携とか理解という小中一貫教育はこの10年間随分と進んできた。しかし、小中一貫教育はどうしても物理的な距離が障害となってこれ以上進めにくいところもある。そのため、施設一体型の小中一貫校であれば解消が可能であると思われるので進めていきたい。
- ・小中一貫校のメリットは、授業の理解が進んだ、勉強が好きになった、意欲が向上した、不安がなくなった、中一ギャップがなくなったとか、メリットが大きいので早く進めてほしい。子どものためのメリットが大きいということであればいいのではないか。
- ・デメリットとして挙げられているものは、子どもたちへ心配りを知らせたりとか、建物の工夫とかで克服することもできるのではないか。また、施設が出来つつある時に、検討すれば十分ではないか。
- ・メディアセンターとか広々とした教室とか、いろんな形で使えるような教室、ゆとりのある施設というのも欲しい。
- ・人間関係が固定されるデメリットである小規模校で十数人の子ども達がずっと6年間の一緒という門真の現状が喫緊の課題なので、そういう意味でも統合して、大きな人数にして、むしろそれは解消できるのではないか。
- ・前回の学校適正配置審議会では1つの小学校から2つの中学校に進学するということが起こっていた時代で、それを解消するために議論が進ん

だり、あるいは2つの小学校から1つの中学校に入ることが、当時は妥当な議論として進んできたようだが、今はもうそういう現状ではないので、今に合わせて柔軟に対応しながら、小中一貫校を創っていくということが子どものためになるのではないか。

- ・地域とのつながりを重視した学校のあり方について、善意は非常にありがたいが、なかなか地域の方がやりたいことがたくさんあって、うまく調整がつかないことがある。
- ・ルールをもう少し明確にしていきながら、ボランティアがやりたいことをやるのではなくて、ボランティアは学校が求めることを原則にしていたのだと、学校とうまく調整をつけながら、良い地域との関係を作っていけたら良い。
- ・地域の方がどんどん学校に入っていただくメリットを生かすためにも、動線を分けていきながら、子どもの安全も配慮しなければならない。

両部会終了後、全体会の場で、上記の論点が両部会長から出され、全委員で共有されました。

(10) 第10回審議会

①日 時 平成30年8月7日（火）午後2時30分から5時56分

②場 所 門真市役所別館3階第2会議室

③参加委員 森田英嗣委員（大阪教育大学）・佐久間敦史委員（大阪教育大学）
新谷龍太郎委員（平安女学院大学短期大学部）
川村早余子委員（市民）・片山仁委員（市民）・小林美鈴委員（市民）
横貫照国委員（市民）
国吉孝委員（五月田小学校長）・上甲尚委員（門真はすはな中学校長）
・齋藤耕司委員（古川橋小学校教頭）・中川智広委員（第五中学校首席）

④議 題 答申書（案）について

⑤審議概要

第10回審議会においては、森田会長から答申書（案）が示され、審議し答申書を作成しました。休憩をはさみ、森田会長から久木元教育長へ答申書の手交がなされました。

答 申 書

門 教 審 第 16 号

平成29年 8 月16日

門真市教育委員会 様

門真市魅力ある教育づくり審議会

会長 森田 英嗣

魅力ある門真の教育づくりについて中間答申書

平成28年11月 1 日付け門教総第635号に門真市教育委員会から諮問のありました「門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方について」、ここに中間答申として報告いたします。

1. はじめに

門真市魅力ある教育づくり審議会では、門真市教育委員会から「門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方について」の諮問を受け、本審議会を計4回開催し、内3回は、「子どもの学ぶ意欲向上部会」及び「つながりのある教育の創造部会」に分かれて、門真の子どもたちにとってより良い教育のあり方の議論を深めてまいりました。

本審議会の審議は継続中ですが、現時点での「門真市教育振興基本計画」における施策展開の方向性などについて、審議結果を次のとおり中間答申としてまとめましたので、門真市教育委員会として、平成30年度の施策立案に活かしていただくよう提言します。

2. 提言

(1) 確かな学力と豊かな心を育むために

子どもの夢と幸せを育むため、主体的かつ意欲的に取り組むことができる学習環境を整えることはもとより、授業・学級活動・学校行事・部活動、職場体験学習をはじめとした地域と連携した教育活動などを通して、子どもたちが自己肯定感を高める機会を増やしていく必要があります。

現在、門真市で行っている「開発的生徒指導」については、子どもと教員・大人との信頼関係を基盤とした指導を大切にしており、共感的な人間関係を築いていく中で、自尊感情を高め、将来の自己実現につながるものが期待されるものであり、引き続き、学校現場への浸透を図りつつ、充実・発展させていく必要があると考えます。

また、子どもたちの多様な学びの機会の実現のため、「かどま土曜自学自習室サタスタ」や「まなび舎 Kids」、「まなび舎 Youth」など、地域や関係機関と連携した取組を引き続き充実させるとともに、今般の学習指導要領改訂を踏まえ、より多様な人間関係の中で主体的・対話的で深い学びをひきだす授業を一層進めるため「門真市版授業スタンダード」の改善及び周知と普及に力を入れるよう求めます。

(2) 「チーム学校」の構築に向けて

学校の教育力・組織力を向上させるため、また、昨今、指摘されている教員の多忙化の解消をめざすためには、校長のリーダーシップの下、様々な人材が一丸となって適切に機能する組織の確立、「学校組織マネジメント」の推進が重要となっています。

また、学習指導要領の改訂に伴い、道徳・英語の教科化、プログラミング教育などによる新たな指導内容が増加することなどもあり、学校への支援が求められます。

このような観点から、教員と教員以外の人材が適切な役割分担を行い、様々な情報を共有しながら課題解決に取り組む「チーム学校」の体制を構築していく必要があると考えます。

具体的に、これらの課題を解決していくためにはスクールソーシャルワーカーやス

クールカウンセラーの増員、教育活動を支援するための支援員を派遣するなど、「チーム学校」を進めるための人員配置について検討を求めます。

（３）きめ細やかな指導ができる教育環境づくりについて

現在、小学校から中学校に進級した際に生じる、いわゆる「中１ギャップ」の対策として、門真市では小学校での学級担任制と中学校での教科担任制という制度上の違いも踏まえ、高学年を中心に、専科教員が授業を行ったり、学級担任であっても他クラスで指導を行ったりするなど、指導方法の工夫をしています。が、学校規模によっては困難な場合もあります。

また、小学校、中学校の校種を超えた兼務発令による教員交流や、夏季休業中における小中の合同会議等、小中の壁を乗り越える様々な取組が実施されていますが、物理的・時間的に限界があります。

今後は、より一層、子どもの発達段階を重視した取組を進めるため、他市における教育環境づくりの先進事例を調査し、義務教育学校、小中一貫校等の研究をしていく必要があると考えます。

また、門真市独自で行っている任期付教員配置による少人数学級編制については、きめ細かく指導を行うことができるとの校長や教員の意見も多く、一定の事業効果はあったと考えられます。しかしながら、学力テスト結果や学習意欲の向上等に関する定量的な検証結果については、現時点では明確な効果が表れていないことが示されました。

このようなことから、任期付教員配置による少人数学級編制については、生徒指導上の課題の多様性や、学校の実状を勘案し、学習指導要領改訂も踏まえ、「チーム学校」の観点から、学校の裁量を拡大し、柔軟な人材活用を可能にするなど、制度の発展的改善の検討を求めます。

（４）子どもの自己実現に向けて

子どもの人間関係は授業内に限らず、学級活動・学校行事・部活動、職場体験学習をはじめとした地域と連携した教育活動などを通して育まれることが考えられます。

特に中学校生活の場においては、部活動における人間関係の形成も重要であり、子どもの自己実現にも大きな役割を果たしています。

一方で、各クラブ顧問の指導における技術面の専門性や人事異動などによる継続性、また、休日なども含めたクラブ顧問の長時間勤務など、様々な課題に加えて、自分が望むクラブがないために思い悩む生徒がいることも事実です。

さらに魅力ある部活動を実施するために、今後、門真市の中学校における部活動の実態を把握しながら、外部指導員の活用、休養日の導入、学校の単位を超えた部活動のあり方、クラブの有無に基づく通学区域の弾力的運用など、他市の取組等も参考に、総合的な部活動のあり方の検討を求めます。

3. 今後に向けて

本中間答申以降も、「門真市教育振興基本計画」の理念に基づく教育のあり方について、今後の課題も踏まえながら、柔軟かつ活発に議論を重ねていきたいと考えています。

門真市魅力ある教育づくり審議会委員名簿

	委員 氏名	分 類	役 職
1	◎ 森田 英嗣	学識経験者	大阪教育大学 平成 28、29 年度 大学院連合教職実践研究科 教授 平成 30 年度 理事
2	佐久間 敦史	学識経験者	大阪教育大学 教職教育研究センター 人権・生活科教育部門 准教授
3	新谷 龍太郎	学識経験者	平安女学院大学短期大学部 保育科 特任助教
4	川村 早余子	市民の代表	市民委員
5	○ 片山 仁	市民の代表	市民委員
6	小林 美鈴	市民の代表	市民委員
7	横貫 照国	市民の代表	市民委員
8	国吉 孝	門真市立学校長	平成 28 年度 大和田小学校校長 平成 29、30 年度 五月田小学校校長
9	上甲 尚	門真市立学校長	門真はすはな中学校校長
10	齋藤 耕司	門真市立学校教員	古川橋小学校教頭
11	中川 智広	門真市立学校教員	平成 28、29 年度 第五中学校首席 平成 30 年度 門真はすはな中学校首席

◎会長、○副会長

子どもの学ぶ意欲向上部会 委員名簿

	委員 氏名	分 類	役 職
1	◎ 新谷 龍太郎	学識経験者	平安女学院大学短期大学部 保育科 特任助教
2	川村 早余子	市民の代表	市民委員
3	片山 仁	市民の代表	市民委員
4	○ 上甲 尚	門真市立学校長	門真はすはな中学校校長
5	中川 智広	門真市立学校教員	平成 28、29 年度 第五中学校首席 平成 30 年度 門真はすはな中学校首席

◎部会長、○副部会長

つながりのある教育の創造部会 委員名簿

	委員 氏名	分 類	役 職
1	◎ 佐久間 敦史	学識経験者	大阪教育大学 教職教育研究センター 人権・生活科教育部門 准教授
2	小林 美鈴	市民の代表	市民委員
3	横貫 照国	市民の代表	市民委員
4	○ 国吉 孝	門真市立学校長	平成 28 年度 大和田小学校校長 平成 29、30 年度 五月田小学校校長
5	齋藤 耕司	門真市立学校教員	古川橋小学校教頭

◎部会長、○副部会長

門真市附属機関に関する条例（抜粋）

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、執行機関及び水道事業管理者（以下「執行機関等」という。）の附属機関は、別表に定めるとおりとする。

一部改正〔平成27年門真市条例4号〕

（委任）

第2条 法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例の定めのあるものを除くほか、別表に規定する附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関等が定める。

附 則（平成30年3月26日門真市条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第1条関係）

2 教育委員会の附属機関

名称	担任する事務
門真市魅力ある教育づくり審議会	門真市教育振興基本計画の理念に基づく教育のあり方についての調査審議に関する事務

門真市附属機関に関する条例の施行に関する門真市教育委員会規則（抜粋）

（趣旨）

第1条 この規則は、法律若しくはこれに基づく政令又は別に条例若しくは規則の定めのあるものを除くほか、門真市附属機関に関する条例（平成25年門真市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 条例別表2の項に規定する附属機関（以下「附属機関」という。）の組織、委員の定数、構成及び任期並びに庶務担当機関は、別表に定めるとおりとする。

（委嘱又は任命）

第3条 附属機関の委員（以下「委員」という。）は、別表の委員の構成の欄に掲げる者のうちから門真市教育委員会が委嘱し、又は任命する。

2 委員は、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長等及び副会長等）

第4条 別表の組織の欄に掲げる会長又は委員長（以下「会長等」という。）及び副会長又は副委員長（以下「副会長等」という。）は、委員の互選により定める。

2 会長等は、会務を総理し、当該附属機関を代表する。

3 副会長等は、会長等を補佐し、会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、その職務を代理する。

4 副会長等を置かない附属機関において当該附属機関の会長等に事故があるとき又は会長等が欠けたときは、会長等があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 附属機関の会議（以下「会議」という。）は、会長等が招集し、その議長となる。ただし、会長等が定められていないときは、門真市教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、門真市英語教育活動事業委託事業者選定委員会及び門真市中学生海外派遣研修事業委託事業者選定委員会においては、委員の3分の2以上が出席しなければ開くことができないものとする。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（部会）

第6条 会長等が必要と認めるときは、附属機関に専門的事項を分掌させるため、部会を置くこと

ができる。

2 前2条の規定は、部会について準用する。

3 前項に定めるもののほか、部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長等が定める。

(関係者の出席等)

第7条 附属機関は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則 (平成30年3月26日門真市教委規則第1号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別表 (第2条―第4条関係)

名称	組織	委員の 定数	委員の構成	委員の任期	庶務担当 機関
門真市魅力ある教育づくり 審議会	会長 副会長	11人以上	(1) 学識経験者 (2) 市民の代表 (3) 門真市立学校長 (4) 門真市立学校教員	委嘱又は任命の日から当該諮問に係る答申を終了する時まで	教育部教育総務課